

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程（16 経教 規則第79号）の一部を次の通り改正する。

現 行	改 正（案）	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月22日 16 経教 規則第79号</p> <p>第1条 省 略</p> <p>（教育職員）</p> <p>第2条 本学に教育職員として、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、教授、<u>助教授</u>、講師及び<u>助手</u>を置く。</p> <p>第3条～第5条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	<p>第1条 省 略（現行どおり）</p> <p>（教育職員）</p> <p>第2条 本学に教育職員として、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、教授、<u>准教授</u>、講師、<u>助教</u>及び<u>助手</u>を置く。</p> <p>第3条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>	

附 則（18 教 規程第43号）

この規程は、平成19年2月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。